

# 法令遵守規程

## (目的)

第1条 株式会社フォーリーフナゲット 法令遵守規程（以下、「規程」という）は、株式会社フォーリーフナゲット（以下、「法人」という）が行う障害福祉事業を含む全ての事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行することを目的として定める。

## (基本方針)

第2条 法人が行う全ての事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

- (1) 事業を行うに際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない
- (2) 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する
- (3) 法令遵守責任者は、各事業所管理者と連携し、適正な事業運営を確保する

## (法令遵守責任者)

第3条 法人の法令遵守責任者は代表取締役とする。

- 2.法令遵守責任者は、副法令遵守責任者を拠点ごとに選任することができるものとする。

## (法令遵守責任者の責務)

第4条 法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう努めなければならない

## (管理者の役割)

第5条 管理者は、各事業所の責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

- 2.管理者は、自らが責任を担う事業が法令に適合しているかを、必要に応じて法令遵守責任者に確認を求めるものとする。また、必要に応じて各職員に確認を求めるものとする。
- 3.管理者は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。
- 4.管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

## (職員の責務)

第6条 職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

- 2.職員は、自らも専門職としての職業倫理を身に付け、また児童福祉法、その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。
- 3.職員は、法令順守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの管理者、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第7条 研修は、管理者が行うと共に、法令遵守責任者も必要に応じて企画し、実施するものとする。

(処分)

第8条 法令違反する行為を行った職員は、株式会社フォーリーフナゲット就業規則、パートタイム労働者就業規程に基づき、懲戒されるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 日から施行する。

## 【基本原則】

- 1.私たちは、法人の担う社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営をおこないます。
- 2.私たちは、法令の文言はもちろん、その精神まで遵守していきます。
- 3.私たちは、自己責任原則を基本として、公正公平な事業運営を展開します。
- 4.私たちは、ご利用者の安全と安心を守ると共に、ご利用者本位の精神を尊重し、誠実な運営を展開します。
- 5.私たちは、ご利用者はもちろんのこと、その他すべての関係者の人格を尊重し、地域福祉の健全な発展に貢献します。
- 6.私たちは、法人が自己利益だけを追求する存在でないことを認識します。
- 7.私たちは、利益と倫理が相反する場合は迷わず倫理を選択します。
- 8.私たちは、反社会的勢力については断固とした態度で臨みます。
- 9.私たちは、地域社会に貢献し、地域の未来により豊かで公正な社会を残すよう尽力します。
- 10.私たちは、難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。